

宴会場ご利用についてのお願い(宴会・催事規約)

横浜国際船員センター(ナビオス横浜)では、宴会・催事のご契約及び宴会場のご利用に関して、下記とおり規約を設けておりますので、予めご了承下さい。但し、個別のご契約において当館との間で別途取り決めを行う際は、その取り決めに従うことと致します。

1.宴会時間と追加室料

宴会場のご利用開始から終了までの契約時間は所定の室料をお支払いいただいておりますが、この契約時間を延長された場合は、追加室料を頂戴することになります。
但し、前後の宴会場使用開始時刻との関連で、利用時間の延長に応じられない場合もございますので、予めご了承下さい。

2.有料人数の確認

料理等を用意する人数の最終決定数は、宴会・催事開催日の3日前迄にホテル担当係員にご連絡下さい。
上記期限を過ぎて出席者が減少した場合でも、全て手配が完了しておりますので、3日前の決定数にてご請求させていただきます。また大幅な人数の増減(ご予約人数の1割以上)につきましては、10日前までにご連絡下さい。

3.お申込金

宴会場のご利用ご予約時にお申込金をお支払いいただきます。
お申込金の金額は、宴会見積総額に基づき当館より提示させていただきます。

4.前受金

ホテルから提示いたしました見積総額を、原則として宴会場ご利用日の7日前迄に現金又はお振込みにてお支払いいただきます。

5.取消料と期日変更料

既にご予約いただいた宴会場のご利用をお取消になる場合又は期日を変更される場合は、それまでにかかりました実費諸費用と下記の取消料又は変更料を頂戴いたします。

- 1) 宴会場ご利用日の120日前から90日前まで 見積総額の10%
- 2) 宴会場ご利用日の89日前から60日前まで 見積総額の20%
- 3) 宴会場ご利用日の59日前から30日前まで 見積総額の30%
- 4) 宴会場ご利用日の29日前から10日前まで 見積総額の50%
- 5) 宴会場ご利用日の9日前から前日まで 見積総額の80%
- 6) 宴会場ご利用日の当日 見積金額の100%

6.装飾・余興等の手配

宴会場のご利用に関する装飾・装花・音響・照明・余興・バンケットコンパニオン・引き出物等につきましては、当館指定業者に手配させていただきます。お客様のご都合で当館指定業者以外の業者をご利用になる場合は、予め当館の了解を得た上で手配いただきますようお願い申し上げます。その際の機器及び材料の搬入・搬出・設置場所・設置時間等につきましては、当館の施設保全の支持に従っていただきます。(当館担当係員の立会いが必要な場合、別途立会人件費を申し受けることがあります。)バンド・太鼓等の打楽器の演奏など大音量の発生が予想される場合、必ず事前に当館担当係員にお申し出下さい。(周囲の状況によりご使用をご遠慮いただく場合がございます。)お申込み又はお打合せ時点での宴会場設備、設定、装飾、調度品に関しまして変更が生じることがございます。その場合は、その都度ご連絡申し上げます。

7.看板等の表示設置

当館内外に設置される看板・案内板等のサイズ・設置場所・設置時間・表示内容に制限がございます。
事前に当館担当係員とお打合せ下さい。

8.禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

- 1) 犬(盲導犬・介助犬・聴導犬を除く)、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類等の持込み
- 2) 発火、又は引火性の物品等の持込み
- 3) 異臭・悪臭を発生するもののお持込
- 4) 銃砲刀剣類など危険物の持込み
- 5) 法令又はとばく等公女良俗に反する行為及び他のお客様へのご迷惑になる言動・行為
- 6) 備付品の移動
- 7) ご予約時の使用目的以外のご利用
- 8) その他宴会場利用契約締結に際し、当館から申し出た事項

9.損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含む）及びお客様が直接ご依頼された業者の方々が当館の施設・什器備品等を破損された場合は、お客様或いは業者の方に速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

10.宴会場利用契約締結の拒否と解約

当館は、宴会場利用申込書（法人その他の団体を含む）及び宴会に出席されるお客様が本規約に反するほか次に掲げる場合、宴会場利用契約に応じない又は既にご契約いただいている場合でも解約させていただくことがございます。解約させていただいた場合には、所定の取消料を申し受けることがあります。

- 1) 法令又は公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると診断したとき。
- 2) 主催者や参加者に対する抗議行動、嫌がらせ等が良そうされ、他のお客様及び近隣地域に迷惑がかかるなど当館の営業に支障があると当館が判断したとき。
- 3) 宴会場利用申込者（法人その他の団体を含む）及び宴会場ご利用のお客様に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団その他の反社会的勢力及びその構成員もしくはその関係者が含まれているとき。
- 4) 他のお役様に迷惑を及ぼす言動・行為があったとき。
- 5) 当館もしくは当館従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な要求又は合理的範囲を超える負担を要求したとき、或いは、過去に同様の行為を行ったと認められるとき。

11.持込み催事の禁止

ディナーショー等の催事は、当館の主催のみとし、外部からの持ち込みディナーショー等は、一切お断りいたします。また、有料のパーティー券等を販売し当館で催事を行う行為も同様、お断りさせていただきますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

12.個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、当社グループ「個人情報保護方針」を当館のホームページ「プライバシーポリシー」にてご確認ください。

13.免責事項

次に定める事由に該当する場合には、お客様、当館双方とも免責とさせていただきます。その際当館は、契約を解除することができるものとします。

- 1) 天変地異、自然災害、火災、戦争、テロ、内乱、暴動、ストライキ、交通の閉鎖、感染症等伝染病の地域的蔓延その他不可抗力で宴会・催事の履行が不可能又は著しく困難になったとき。
- 2) 政府・地方自治体の規制・命令又は指導、法令に基づく公権力の行使もしくは関係官庁の指導等による宴会場の取用、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなど、宴会・さいじの履行が宴会・催事の履行が不可能又は著しく困難になったとき。

14.その他

その他の事項は次に掲げるとおりといたします。

- 1) クロークにて宴会場ご利用のお客様のお荷物等をお預かりさせていただきますが、現金・貴重品等の高価品、或いは、割れ物、生ものなどのお預かりは、お断りさせていただいております。宴会・催事におきまして事故・盗難等が発生した場合、ホテルでは一切責任を負いかねますので、十分ご注意ください。ようお願いいたします。
- 2) 防火上、灰皿の用意されていないところでの喫煙はご遠慮願います。

15.附則

- 1) 「宴会・催事規約」の見直し
当館は、関連する法令等、代表者による見直し、社会通念の変化、経営環境等に照らして、定期的にも本規約の改廃を含む見直しを行うものとする。
- 2) 本規約の運用は、ナビオス横浜 営業企画部とする。

以上